

資料 3	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

日中一時支援放課後対策型の対象者の拡大について

1 対象者の拡大（平成19年11月1日より）

（1）要旨

特別支援学級又は特別支援学校に通学する18才以上の者を新たに対象に加える。

（2）改正前の対象者

「特別支援学級又は特別支援学校に通学する障害児」

（3）改正後の対象者

「特別支援学級又は特別支援学校に通学する障害者等」

2 対象者の拡大（平成20年4月1日より）

（1）要旨

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の通常の学級に通う者を新たに対象に加える。

（2）改正前の対象者

「特別支援学級又は特別支援学校に通学する障害者等」

（3）改正後の対象者

「小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校に通う障害者等」